

岐阜県介護施設等に対するサービス継続支援補助金実施要綱

[令和8年2月10日 制 定]

1 事業の目的

介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっているとともに、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇などを受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。

このため県は、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に必要な経費について、支援を行うことを目的とする。

2 事業内容

介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対して補助金を交付する。

3 対象事業者

本事業の対象は、5交付申請の時点で県内に所在する別添第1欄に掲げる介護施設を運営する者（以下「対象事業者」という。）とする。

4 補助対象経費及び補助金の額

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象事業者が介護サービスを提供するために支出する食料品の購入費等とし、補助金の限度額は別添第2欄のとおりとする。
- (2) 補助金の額は、補助対象経費の実支出額と補助限度額とを比較して小さい方の額（当該額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 交付申請等

- (1) 岐阜県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の規定による申請書は、別記第1号様式のとおりとし、当該申請書に定める書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- (2) 前項に規定する申請については、電磁的により行うことができる。
- (3) 交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- (4) 交付要綱第5条第2項の規定による通知は、別記第2号様式のとおりとする。
- (5) 交付要綱第8条第1項の規定による申請書は、別記第3号様式のとおりとし、当該様式に定める書類を添付しなければならない。

(6) 交付要綱第8条第2項の規定による通知は、別記第4号様式のとおりとする。

6 事業の着手

事業の着手は、補助金の交付決定を受けた後でなければならない。

7 実績報告等

(1) 交付要綱第10条の規定による実績報告書は、別記第5号様式のとおりとし、当該実績報告書に定める書類を添付しなければならない。

(2) 実績報告書の提出期限は、別に定める。

(3) 交付要綱第12条の規定による通知は、別記第6号様式のとおりとする。

(4) 補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による交付請求書を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別添 岐阜県介護施設等に対するサービス継続支援補助金

基準単価(単位:千円、1定員当たり)

1		2	
		介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等	
1	介護老人福祉施設	12	/定員
2	地域密着型介護老人福祉施設	12	/定員
3	介護老人保健施設	12	/定員
4	介護医療院	12	/定員
5	短期入所生活介護	12	/定員
6	養護老人ホーム	12	/定員
7	軽費老人ホーム	12	/定員
対象経費		食材料費等	
助成額		施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員による。

介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事業再開後は助成対象とすることも差し支えない。